

東京都板橋区債権管理条例（案）骨子に対する意見と区の考え方

1 パブリックコメント実施の概要

- (1) 募集期間 平成28年9月10日（土）～9月26日（月）
- (2) 広報掲載 平成28年9月10日号
- (3) 閲覧場所 納税課、区政情報課、各区民事務所、区ホームページ
- (4) 意見の件数 18件（提出者は、2人・1団体）

2 意見の概要と区の考え方

番号	項目	意見	区の考え方
1	1 目的	<p>租税は、法令に強制徴収権が定められており、適正な執行がされている。今後、税制改正に伴う租税収入の減少、社会保障支出の増大が予測され、板橋区のおかれた財政状況は決して明るいものではない。非強制徴収公債権や私債権についても、区財政の健全化に寄与させるべきである。</p>	<p>法令の規定に則って措置することを、改めて本条例に定め、公正かつ公平な区民負担の確保を図ります。</p>
2	1 目的	<p>区が債権管理条例により、債権管理を一層適正化し、区民福祉の増進に必要な原資を確実かつ効率的に収納し、区民負担をより公正・公平化して、区政に対する信頼と協力を高めることは、不可欠な施策だと思う。</p> <p>こうした取組みの機会を通じて、職員の経営意識を高めたり、区政課題に対する区民の関心や理解、参画意識を高めたりといった人的資源の育成・確保を図ることができたらよいと感じる。</p>	<p>公正かつ公平な区民負担の確保を図ります。</p> <p>また、条例施行にあたり、職員及び区民の皆さんに条例の趣旨を周知します。</p>
3	1 目的	<p>何故、強制徴収債権も条例(案)の対象とするのか。</p>	<p>全ての区の債権について、公正・公平の立場から債権管理する区の姿勢を示すものです。</p>

4	1 目的	<p>国税徴収法での「生活維持、事業の継続に支障をきたすおそれ」について、具体的な区独自の検討がされているか。検討内容は、具体的にどのようなものか。</p>	<p>税は、区民の皆さんに公正かつ公平にご負担いただくものです。また、税を納付する能力があるにもかかわらず納付されない方、納付意思や誠意のない方には、法令に基づき、適正に滞納処分を行っています。</p> <p>しかしながら、納税者によっては、納期内納付又は滞納処分の執行による強制的な徴収手続きを緩和することが、納税者の実情に適合し、かつ、徴収上の措置としても妥当な場合があります。</p> <p>本条例においても、納税者の個別的、具体的な実情に応じ、徴収停止、履行期限の延期、免除といった徴収手続きを緩和する措置を規定します。</p>
5	2 定義	<p>「強制徴収債権」「非強制徴収債権」の文言定義について、区独自の検討・判断を行ったか。</p>	<p>本条例では、非強制徴収債権を定義するなど、区で検討し用語を定義しています。</p>
6		<p>質問4番、5番の2項目の検討なしでの条例施行は、地方自治の本旨から外れ、憲法が保障する生存権をも脅かし、主権者国民が、官の下に従属する関係を生み出すことになりかねない。</p>	<p>本条例は、国税徴収法、地方税法及び地方自治法の規定に則って制定するもので、地方自治の本旨から外れたり、国民の生存権を脅かすものではありません。</p>
7	3 他の法令等との関係	<p>法令または他の条例等の「等」に国税等の基本通達や国会審議での決議、答弁等も含まれるか。</p>	<p>本項の「等」は削除し、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則といたします。</p>
8	4 区長の責務	<p>現行の区の体制は、徴収職員の専門性と同時に納税者の権利を守り、住民に寄り添うことのできる体制を構築できていない。</p>	<p>納税課では、専門知識を有する徴税吏員が、公正・公平の立場から納税相談を受けるなど、適切な徴収業務を行っています。</p>
9	5 台帳の整備	<p>当事者には、記録の閲覧、訂正の申し出等の権利が付与されるべきである。また、相談にあたり当事者が選任した第三者の立会の権利も付与されるべきである。</p>	<p>個人情報の開示や訂正の申し出等については、区の個人情報保護条例により請求する権利が認められています。また、第三者の立会については、守秘義務規定を遵守する必要があるため、認められません。</p> <p>なお、当事者が立会を認めた場合でも、交渉・相談は職員とご本人で行うので、第三者が参加することはご遠慮いただきます。</p>

10	6 徴収計画	計画、目標値はどのような基準や方法で策定されるか。	徴収計画、目標値は、債権を有する課ごとに策定します。
11	7 督促	督促にあたっての留意点などについて検討しているか。	条例では、法令に則り督促することを規定します。
12	8 滞納処分等	地方税法は、国税徴収法と同じ内容の徴収関連規定がもうけられているが、条例が施行された後、区は、国税庁の事務方針や国会での政府答弁の立場に立った対応を行うのか。	地方税法、国税徴収法の規定に則って、対応します。
13	9 強制執行等	非強制徴収債権についても、債務者に対し強制徴収債権と同様の立場を明確にすべきである。	非強制徴収債権の納付相談等については、強制徴収公債権と同様の姿勢で対応します。強制執行等は、法令の規定により行います。
	10 専決処分		
14	11 履行期限の繰上げ	この項は、「公債権」及び「私債権」全般に適用されるものか。公債権に適用される場合、超過差し押さえや無益な差し押さえ等にも適用されるのか。	全ての区の債権について適用します。また、差し押さえは、法令に則って行います。
	12 債権の申出等		
15	14 履行延期の特約等	生活困窮等の「等」には、具体的にどのような状況を想定しているか。	無資力、災害、盗難その他事故により、当該債務の全部を一時に履行することが困難な状況を想定しています。
16	16 債権の放棄	区長が債権放棄できる上限額を1件当たり100万円と定めた根拠等について。	債権は区の財産であり、債権放棄は本来、議決事項であることから、上限額を設けることで議会や区民の皆さんに対して安易に放棄するのではないことを示すものです。 なお、上限額については、訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について（平成18年3月2日区議会議決）を参考にし整合性を図りました。
17	17 委任	条例施行前に規則についての情報は公開されるか。	規則は、条例施行に合わせて決定し、公布します。

18	その他の意見・要望	<p>強制徴収債権を含める以上、憲法13・14・25・29条が要請する課税面のみならず、徴収面にも及ぶ応能負担の原則があることを条例に明記すべきである。</p> <p>特に、納税猶予措置を職務上の法的義務として位置づけ、承認しないことは職務怠慢、不作為の違法等の内容も条例に明記すべきである。</p> <p>また、区民が参加できる条例（案）検討委員会を立ち上げるよう提案し、拙速に条例（案）の施行を行うことのないよう要望する。</p>	<p>徴収停止、履行延期の特約、免除、債権放棄等、応能負担の原則に則った規定を設けます。</p> <p>納税猶予は、条例の規定に照らし合わせの確に措置します。</p> <p>条例は、区民の代表である区議会の審査と議決を経て制定されるものですが、区民の皆さんの意見をお聞きするためパブリックコメントを実施しています。</p>
----	-----------	---	---

3 今後の予定

- 平成28年11月8日 企画総務委員会に「東京都板橋区債権管理条例（案）骨子に対する意見と区の考え方」を報告。合わせて、区ホームページで公表。
- 平成28年第4回区議会定例会において、条例審議。